

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成 22 年度予算案に、中学校卒業まで 1 人あたり月 1 万 3 千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれた。給付費総額は 2 兆 2554 億円となり、平成 23 年度以降は子ども 1 人あたり月 2 万 6 千円の支給となるため、さらなる財源の確保が必要とされている。

また、平成 22 年度は児童手当法の規定に基づき、地方・事業主負担も求められることから、一部の地方自治体からは反発の意見が出ており、地方六団体からも「子ども手当の地方負担に反対する緊急表明」が出されている。各知事へのアンケート調査結果においても、子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めているのが現状である。

よって、国におかれては、以下の事項に特段の配慮がなされるよう強く求める。

- 1 平成 23 年度以降の子ども手当は、国の責任において実施すべきであり、全額国庫負担とすること。併せて、平成 22 年度予算についても、地方の事務負担や費用負担について十分に配慮を行うこと。
- 1 子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと平成 23 年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
- 1 子ども手当のような現金の直接給付だけでなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。
- 1 平成 23 年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担のあり方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 19 日

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣 宛

あわら市議会